

質疑回答書

新潟市病院事業管理者 大谷 哲也

件名 新潟市民病院収支改善支援業務委託

	質問内容	回答
1	【提出する提案書について】 提案書の提出時、『正本1部、副本15部』とありますが、正本と副本の区別について具体的にご教示ください。(例えば、副本は会社名が分からないようにする、正本には押印が必要等)	ご提出いただいた提案書の副本を用いて、匿名にてプレゼンテーションをしていただきますので、副本には会社名がわからないように処理をお願いします。
2	【業務遂行に必要な情報の提供について】 本件受注後、貴院から業務遂行に必要な各種情報をいただく場合、電子媒体(Excel等)でいただくことは可能でしょうか。	本院で保有している情報の形式にもありますが、可能な限り電子データでお渡しします。
3	【参加が必要な会議体について】 業務期間中、弊社の参加が必要となる委員会等の会議体がありましたら、『会議体名・開催頻度等』をご教示ください。 その際、一部WEBでの参加等も可能でしょうか。	本院が定期的に行っている委員会等への定期参加を義務的に求める予定はありません。 これとは別に、本業務における当院での会議については、実行支援として各部署との打ち合わせの場を、必要な回数持っていただくことを想定しています。 WEBでの参加については、本院側に最低限の設備はありますので内容によっては可能と考えます。
4	【中期計画について】 貴院が令和4年3月に策定された中期計画において目標数値が設定されておりますが、今回の業務における改善施策の結果を反映させるかどうかご教示ください。	改善施策の結果を現行の中期計画に反映させる予定はありません。 ただし、次期中期計画を前倒しで改定する可能性をも否定するものではありません。

5	【再委託について】 業務の一部を連携している会社に再委託する場合がありますと、受託時に承諾を得るという認識で問題ないかご教示ください。また、『主たる部分の再委託は認めない』とありますが、主たる部分について具体的にご教示ください。	再委託については、受託後に書面により承諾を受けていただきます。 「主たる部分」ですが、提案いただく内容により変わりうると考えられます。
6	【業務実績報告書について】 受託実績について、守秘義務の観点から発注元の名称は伏せ、経営主体・病床規模を記載することによろしいでしょうか。また、添付する契約書も病院名が特定される個所については黒塗りとさせていただくことは可能でしょうか。	発注元の名称を伏せることは可能です。添付書類についても、守秘義務が課せられている場合は同様の取扱いで結構です。 ただし、提案内容との関連がある場合、これを裏付けられる情報は必要となります。
7	【収支改善計画の期間について】 「収支改善計画は、7月末までに収支改善予定額の設定とその実行支援策を盛り込んで策定し」とあるが、計画の策定期間はいつからいつまでか。	病院事業債（経営改善推進事業）の取扱いについて（通知）別紙の4（3）における「取組開始年度と効果継続年数の関係」の考え方により、令和7年度に開始する取組の効果が令和11年度まで継続するものとして5年間の計画を作成してください。 また、実施要領11 選定基準の評価項目「取組規模」における評価のポイント「収支改善予定額」は、同通知にある「経営改善効果額」と同一の方法により令和7年度に開始する取組の効果が令和11年度まで継続するものとして5年間の金額を、次の注意点も踏まえて算定してください。 ・経営改善の取組については、具体的な積上げを伴わない支出予算のシーリングや増収策、資産の減を伴う未利用地売却収入、不確実な医療需要の増などの取組は対象とはならない。 ・単年度の収支改善見込額は、取組の効果として発現する収入の増（減）と、支出の増（減）の差を原則として現金収支ベースで算出すること。また、経営改善の取組に必要な費用（例えば、施設の改修費用、医療技術者の新たな雇用に伴う人件費、医療機器等の購入費用など）が生じる場合には、当該費用を改善効果額から控除すること。

8	【データの提供について】 DPC データについて提供可能と記載があったが、より詳細な分析のために同期間のレセプトデータ(U K E ファイル)をいただくことは可能か。	提案書の提出にあたり、レセプトデータ(U K E ファイル)はご提供できません。
9	【契約内容について】 委託業務について、一部又は全てを成功報酬とした提案は可能か。また、その場合の金額上限の考え方はどのように反映されるか。	成功報酬型での提案は可能です。 この場合、見積額は成功報酬を最大限に見積もった金額を、様式第 6 号の見積書に記載してください。その金額で実施要領 10 審査の(3) 評価方法により評価します。上限額は実施要領 2 業務概要の(4)に記載したとおりとなります。 また、提案よりも多くの成果が得られたとしても見積額以上のお支払いはできません。
10	【実行支援の内容について】 本業務で想定される「実行支援」の具体的な内容や範囲、支援の頻度についてご教示いただけますと幸いです。	「実行支援」は、各社で策定されます「収支改善計画書」により多種多様と考えられますので、具体的な回答は差し控させていただきます。 なお、No3 の回答も参考にしてください。
11	【提出書類について】 実施要領「9 提案書の提出(2) 提出書類①」に記載の「副本」は、社名や団体名の記載のないものを指すという理解でよろしいでしょうか。	No 1 の回答を参照してください。
12	【データの提供について】 いただいた E F ファイル内「病棟コード」について、病棟コード別の病棟名及び入院料を教えてください。	E F ファイルの補足資料として、今後は依頼があった場合は一緒に提供します。 なお、既に依頼済みの会社に対しては追加で送付します。
13	【収益部分についての改善額に係る費用について】 収支改善予定額を記載について、収益部分についての改善額に係る費用部分は加味しないといけないうか。	加味するようお願いします。 No 7 の回答も参考にしてください。
14	【出席者人数について】 プレゼンテーションについて、オンラインは可能か。また出席者について「4 名以内」と記載があるが、4 名現地でのプレゼンテーション+4 名を超える人数はオンラインでの参加は可能か。	プレゼンテーションについては、オンライン不可とします。 出席者は、当院にお越しいただいた 4 名以内でお願いします。